

生徒心得

第1章 心構え

第1 生徒は、その本分を自覚し、誠実を尊び、生徒間にあっては、互いに友情を深めるものとする。また、自主的な精神に充ちた明朗な学校生活を創造し、将来、有為な社会人となる素質を養うために、生活の規律を守り、発展させるよう努めるものとする。

第2 生徒は、心身共に健全な人物となるよう勉学に励んで教養を高め、同時にスポーツにも親しんで身体を強健にするものとする。

第3 生徒は、工業高校生としての自覚をもち、技能をみがくとともに、働くことの喜びを見出し、責任感のある人間となるよう努めるものとする。

第4 学校内における集団生活は、社会生活へつながるものと言える。修業の場であることを忘れず、誠実な態度で互いに協力し合い、文化人としての教養を身につけるとともに、民主的な生活を送るよう努める。そのために、真に自由な精神に基づいて生徒会を組織し、学校運営に協力するものとする。

第5 学校外の生活は、社会人としての実践の場といえる。発言には充分注意し、軽率な言動は慎むようにする。

第2章 主な事項

第1 授業

- (1) 学習は生徒の本分である。全力を尽くすこと。
- (2) 自習時は指示に従い、他人の迷惑にならないようにすること。
- (3) 始業の合図の前には教室に入り、静かに席に着いておくこと。
- (4) 学習に必要な教科書及び用具類は、必ず携行すること。

第2 考査時

- (1) 考査前1週間と考査期間中は、職員室・準備室・印刷室への入室は禁止する。ただし、必要な場合は入口で許可を受ける。
- (2) テストは厳正なものである。最善を尽くすように心がけ、不正行為は絶対に行わないこと。

第3 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引等

- (1) 出欠は常に明確にし、やむをえず欠席等する場合は速やかにホーム担任に届け出ること。
- (2) 退学、休学、転校、復学する場合は、所定の書類を学校へ提出して、学校長の許可を得ること。

第4 制服

本校指定の制服Ⅰまたは制服Ⅱとする。

第5 所持品

- (1) 学校生活上不必要なもの（ゲーム機、トランプ、音楽プレーヤー、漫画雑誌等）は持参しないこと。
- (2) 生徒手帳を常に所持すること。

第6 通学及び課業中の外出

- (1) 登下校は必ず正門より出入りすること。
- (2) 通学は必ず制服を着用すること。（ただし、休日については部活指定のウェアでも可）
- (3) 課業中の外出が必要な場合は外出許可を受けること。

第7 交友関係

交友については、互いに尊敬し合える関係を保つこと。

第8 美 化

- (1) 校舎校具、設備は丁寧に取り扱い、紛失、破損した場合は学校に届け出ること。
- (2) 校内へ持ち込んだゴミ等は、各自持ち帰ること。

第9 アルバイト

- (1) 原則として禁止とするが、特別な理由がある場合は、審議し、許可することがある。
- (2) 許可された生徒は常時、許可書を携行すること。

第10 懲戒

懲戒及び特別指導は懲戒規定による。